

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定による「豊橋市新学校給食共同調理場（仮称）整備等事業」を実施する民間事業者の公募による選定のため、総合評価一般競争入札を行うにあたって、入札条件等につき次のとおり公告する。

平成31年2月15日

豊橋市長 佐原 光一

## 第1 入札に付する事項

1 事業名 豊橋市新学校給食共同調理場（仮称）整備等事業  
（以下「本事業」という。）

2 事業場所 豊橋市曙町字南松原162番1外

### 3 事業概要

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく事業として、豊橋市新学校給食共同調理場（仮称）（以下「本施設」という。）を設計・建設し、これを維持管理・運営するものである。

なお、落札者は、本事業の実施にあたり、特別目的会社（以下「SPC」という。）を会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として設立するものとする。

4 事業期間 事業契約締結日から平成48年8月31日まで

### 5 債務負担行為

豊橋市（以下「市」という。）は、本事業契約に関して、「12,980,000千円に金利変動及び物価変動等による増減額を加算した額」を限度額とした債務負担行為を設定している。

## 第2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

### 1 応募者の構成等

ア 本事業の応募者は、施設の整備業務のうち設計に係る業務等を担当する者（以下「設計企業」という。）、建設に係る業務等を担当する者（以下「建設企業」という。）、工事監理に係る業務等を担当する者（以下「工事監理企業」という。）、維持管理に係る業務等を担当する者（以下「維持管理企業」という。）及び給食の運営に係る業務

等を担当する者（以下「運営企業」という。）を含む企業により構成されるものとする。設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業は、それぞれ一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。また、必要に応じてその他の業務等を担当する者（以下「その他企業」という。）を応募者に含めることができるものとする。

イ 同一の企業が複数の業務を実施することはできるが、工事監理企業と建設企業を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。

なお、「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。（以下、資本面若しくは人事面において関連がある者については、同定義とする。）。

ウ 応募者は、入札参加資格確認申請書の提出時に構成企業名及び協力企業名並びに当該企業の担当する業務を明らかにする。なお、構成企業とは、SPC に対して出資する者であり、SPC が直接業務を委託し、又は請負わせることを予定する者をいい、協力企業とは、SPC に対して出資は行わない者であり、SPC が直接業務を委託し、又は請負わせることを予定する者をいう。

エ 応募者は構成企業の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定める。

オ 応募者の代表企業、構成企業並びに協力企業と資本面若しくは人事面において関連がある者は、他の応募者の代表企業、構成企業及び協力企業となることはできない。

カ 応募者の構成員は、代表企業、構成企業及び協力企業から成るものとする。

## 2 応募者の構成員の制限

次のいずれかに該当する者は、応募者の構成員となることはできない。

ア PFI 法第 9 条の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者

ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て、又は同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 条）第 132 条又は第 133 条の規定による破産申立てがなされている者

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て、又は同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法施行による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

オ 民事再生法（平成 11 年法律 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て、又は平成 12 年 3 月 31 日以前に、同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によ

- ることとされる和議事件にかかる同法施行による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てがなされている者
- カ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
- キ 参加資格確認申請書を提出する時までに直近 2 か年の国税、都道府県税及び市町村税を滞納している者
- ク 市が本事業のアドバイザー業務を委託している者及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者、またこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本事業のアドバイザー業務及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者は以下のとおりとする。また、「資本面若しくは人事面において関連がある」の定義については、1 イの記載事項参照のこと。（ケにおいても同じ。）
- (ア) 玉野総合コンサルタント株式会社
- (イ) 西脇法律事務所
- ケ 本事業にかかる審査委員会の審査委員及び審査委員と資本面若しくは人事面において関連がある者
- コ 参加資格確認申請書の提出から落札者として決定されるまでの間において、市の指名停止措置を受けた者
- サ 「市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 26 年 3 月 26 日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除措置を受けた者

### 3 応募者の入札参加資格要件

応募者は、本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力、効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していることとする。

また、各業務にあたる企業は、以下の要件を満たす必要があり、複数の業務を同一の企業が兼ねる場合においても、当該要件を満たす必要がある。

#### ア 設計企業

- (ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (イ) 平成 30・31 年度に市が発注する設計・測量・建設コンサルタント等業務の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有すること。
- (ウ) 設計企業が単独の場合又は複数の場合にかかわらず、(ア)及び(イ)の要件は、すべての者が満たすこととする。
- (エ) HACCP に関する相当の知識を有していること。

※「HACCP に関する相当の知識を有している」とは、HACCP 対応施設の設計又は運営実績、ドライシステムの学校給食施設や民間調理施設の設計又は運営実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、HACCP に関する講習会等の受

講歴等を有する者をいう。以下同じ。

イ 建設企業

- (ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による建築一式工事につき、特定建設業の許可を有すること。
- (イ) 平成 30・31 年度に市が発注する建設工事等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有すること。
- (ウ) (ア)で有する特定建設業の許可に対応した直近の経営事項審査結果の総合評定値について、建築一式が 800 点以上であることとする。
- (エ) 建設企業が単独の場合は、必ず(ア)から(ウ)の要件はすべて満たすこととする。
- (オ) 建設企業が複数の場合は、(ア)及び(イ)の要件はすべての者が満たすこととし、(ウ)の要件は少なくとも 1 社が満たせば良いものとする。

ウ 工事監理企業

- (ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていることとする。
- (イ) 平成 30・31 年度に市が発注する設計・測量・建設コンサルタント等業務の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有することとする。

エ 維持管理企業

- (ア) 本業務を実施するために法令上求められる資格等がある場合は、これを備えていること。
- (イ) 平成 30・31 年度に市が発注する委託業務等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有することとする。

オ 運営企業

- (ア) 平成 12 年度以降、公告の日までに、ドライシステムの学校給食施設又は健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に基づく特定給食施設において、調理業務の実績があること。
- (イ) 平成 30・31 年度に市が発注する委託業務等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有することとする。
- (ウ) HACCP に関する相当の知識を有していること。

### 第 3 入札手続に関する事項

#### 1 契約条項を示す場所及び問合せ先

豊橋市教育委員会 教育部 保健給食課

〒440-8501 豊橋市今橋町 1 番地 豊橋市役所 東館 11 階

TEL 0532-51-2821 FAX 0532-56-8300

E-mail hokenkyushoku@city.toyohashi.lg.jp

## 2 入札説明書等の交付及び閲覧期間

入札説明書等は配布しないので、必要に応じて豊橋市ホームページ  
(<http://www.city.toyohashi.lg.jp/33876.htm>) からダウンロードすること。

入札説明書等は、平成31年2月15日（金）から5月13日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）豊橋市教育委員会 教育部 保健給食課において閲覧に供する。

## 3 入札説明書等に関する説明会の日時及び場所

### ア 日時及び場所

平成 31 年 2 月 25 日（月）

時間	内容	会場	備考
10：30～	入札説明書等に関する説明会	豊橋市今橋町1番地 豊橋市役所 東館8階 東86会議室	受付開始時間 (10：00)
14：00～	学校配膳室現地説明会	豊橋市西幸町字笠松183番地 豊橋市立幸小学校 配膳室	現地集合とする

### イ 参加申込期間

平成 31 年 2 月 15 日（金）から 2 月 21 日（木）午後 5 時まで（必着）

## 4 入札参加表明書等の提出

### ア 受付期間

平成 31 年 4 月 1 日（月）から 4 月 5 日（金）午後 5 時まで（必着）

### イ 提出先

豊橋市教育委員会 教育部 保健給食課

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地 豊橋市役所 東館11階

### ウ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

### エ その他

持参の場合は、受付期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）に持参すること。また、郵送の場合は、期限までに必着とし、「豊橋市新学校給食共同調理場（仮称）整備等事業入札関係書類在中」と朱書きの上、簡易書留郵便又は配達証明郵便により送付すること。郵送の場合は、保健給食課の担当者が受領していることを電話にて確認すること。

## 5 入札書類の提出

### ア 日時

平成31年5月14日（火）午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

豊橋市教育委員会 教育部 保健給食課

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地 豊橋市役所 東館 11F

ウ 提出方法

持参すること（郵送不可）。

エ その他

入札書類の作成方法等については入札説明書を参照すること。

#### 第4 落札者の決定方法

入札説明書等で示す要件をすべて満たしている提案をした入札参加者の中から、地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定する。

#### 第5 落札者の決定基準

「豊橋市新学校給食共同調理場（仮称）整備等事業落札者決定基準」のとおりとする。

#### 第6 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 選定事業者は、施設整備に係るサービス対価から割賦金利相当額を控除した額の100分の10以上に相当する金額の契約保証金を納付するものとする。ただし、選定事業者は、上記の額の100分の10以上に相当する金額の履行保証保険を、市を被保険者として付保することをもって、契約保証金の納付に代替できる。

3 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者のした入札、入札参加者に求められた義務を履行しなかった者の入札、その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

4 契約の締結

落札者は、本事業契約に向けての基本協定書を市と締結し、速やかにSPCを設立した後、市とSPCが本事業に関する仮契約を締結する。その後、議会の議決を経た後に本契約を締

結する。

5 その他

詳細は入札説明書等を参照すること。なお、提出された書類については返却しない。